



～ 制度調査部情報 ～

2005年9月22日 全20頁

個人所得課税の見直し (税調資料等による試算)

制度調査部
吉井 一洋・古頭 尚志

政府税調資料等による個人所得課税の試算

【要約】

2005年6月21日、政府税制調査会より「個人所得課税に関する論点整理」が公表されている。

「論点整理」の内容には課税強化につながる項目が数多く盛り込まれている。

本レポートでは、「論点整理」の内容通りに実施された場合に、納税者の税額がどれくらい増加するのかを個人所得税・個人住民税について試算した。

試算は政府税制調査会・基礎問題小委員会で使用された公開資料、議事録、会長会見録等をもとに、一定の前提を置いて行った。

結論の概要

給与収入 300・500・750・1000・1500・2000・2500 万円の7段階、および標準(夫婦子2人、うち1人は特定扶養控除の対象)・夫婦・独身の3種類の給与所得世帯を試算の対象とし、見直し対象項目は給与所得控除、各種所得控除、定率減税、税率構造とした。給与所得控除は勤務費用実額控除へ改め、定率減税は廃止を前提とした。所得控除では配偶者控除、児童扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除を廃止し、児童税額控除を導入することとした(生命保険料控除・損害保険料控除は住民税のみ)。また、税率構造では個人住民税の税率を10%にフラット化すると共に所得税の税率を調整し、所得税と個人住民税の合計税率で大きな変動が生じないようにした。

試算の結果、増税額で見た場合は最小約16万円～最大104万円強までと幅が見られた。最大となったのは、標準世帯で給与収入1500万円の層である。この層を取り上げると、増税に働いたのは給与所得控除の見直しが約61万円、定率減税の廃止が29万円、配偶者控除の廃止が16万円弱、児童扶養控除の廃止と児童税額控除の導入が15万円強であった。一方、減税に働いたのは税率構造の見直しが10万円弱、その他の要因が7万円弱であった。

増税率で見た場合も最低8%～最高13325%までと大きな幅が見られた。最高となったのは標準世帯で給与収入300万円の層であるが、元々の税負担が小さいために増税率が跳ね上がったものであり、増税額で見れば159900円と最小である。次いで高かったのは夫婦世帯で給与収入300万円の層(249%)であり、標準・夫婦・独身いずれの種類の世帯においても、給与収入が少ないほど増税率が高くなる傾向が見られた。

各見直し項目の影響を分析したところ、給与所得控除・配偶者控除・定率減税の見直しは増税に、税率構造の見直しはおおむね減税に、児童扶養控除の廃止と児童税額控除の導入は給与収入額750万円以下であれば減税に、1000万円以上であれば増税に作用している。

見直し項目の中で試算結果に最も大きな影響を及ぼしたのは「給与所得控除の見直し」であった。直接的には課税所得金額の拡大という形で、副次的には一部の層の税率ブラケットを押し上げる形で作用した。

【目次】

結論の概要	1
はじめに	2
・本稿で取り上げる論点のまとめ	3
・前提の概要	3
・対象とした世帯モデル	3
・試算結果の概要	4
前提の詳細と要因分析	4～9
各要因が試算結果に与えた影響	10～14
おわりに	14～16
資料1(勤務費用実額控除に関する参考資料)	17
資料2(社会保険料の概算)	18
資料3(税額の比較と各項目の影響)	19～20

1. はじめに

2005年6月21日、政府税制調査会・基礎問題小委員会より「個人所得課税に関する論点整理」(以下、論点整理)が公表され、課税強化につながる項目が多く盛り込まれている。

政府税調会長の会見によれば、論点整理の内容の実現には4～5年程度を要すると見込まれている。定率減税の廃止については与党も同じ方針を採るものの、先の衆院選マニフェストでサラリーマン増税には反対する旨を述べており、全ての項目をそのまま実現することには困難が予想される。しかし、政府税調の方針に沿った場合、個々人においてどれくらい増税になるかを知ることは無駄ではない。

本レポートでは、論点整理の内容が実施された場合に、給与所得者(サラリーマン)の税負担がどれくらい増加するかについて所得階層別、家族構成別に試算を行った。

試算は所得税、個人住民税(所得割)について行った。論点整理は方向性を示すものであり、取り上げられている項目について詳細な内容が決められているわけではない。そこで、試算はこれまで政府税調で使用された公開資料、議事録、会長会見録等を参考に、一定の前提を置いて行った。

論点整理の詳細については、既に公開されたレポート¹で詳しく解説されているので参照されたい。

¹ 論点整理に関する詳細な解説については以下のレポートを参照いただきたい。

2005年6月27日 齋藤純『所得課税の抜本改革、改正項目のリスト』(大和総研制度調査部情報)

2005年6月30日 齋藤純『所得課税の抜本改革(所得区分の統廃合など)』(同上)

2005年6月30日 齋藤純『所得課税の抜本改革(世帯構成と税負担のあり方)』(同上)

また、論点整理の原文は財務省のウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)より入手できる。

本レポートでの試算にあたり取り上げた項目と、各項目について「論点整理」で示された考え方の概要は次の通りである。

【本稿で取り上げる論点のまとめ】

1. 給与所得控除の見直し
 -) 従来 of 控除額は過大。
 -) 画一的な控除方式から、勤務費用の実額を反映した控除方式へ of 見直しを検討。
2. 配偶者控除の見直し
 -) 夫婦のあり方 of 変化。女性就労者の増加。
 -) 配偶者所得が一定額以下 of 夫婦における二重控除は問題。
 -) 配偶者控除、配偶者特別控除 of 廃止を検討。
3. 扶養控除の見直しと児童税額控除導入の検討
 -) 税制面でも少子化対策が必要。
 -) 16 歳以上 23 歳未満の子 = 養育負担増という発想は画一的で不適切。
 -) 扶養控除から児童税額控除へ of 転換、特定扶養控除 of 廃止を検討。
4. (個人住民税における) 生命保険料控除・損害保険料控除の見直し
 -) 住民税は公共サービスに対する応益的性格が強い。所得税とは性格が異なる。
 -) 所得税とは独立した各種所得控除 of 整理合理化が必要。
 -) 生命保険料控除・損害保険料控除は政策誘導的色彩が強く、個人住民税では廃止を検討。
5. 定率減税の見直し
 -) 平成 18 年度は半減、平成 19 年度以降は廃止。
6. 税率構造の見直し
 -) 地方へ of 税源移譲に伴い、所得税・個人住民税 of 税率の見直しが必要。
 -) 個人住民税 of 税率を 10% 程度にフラット化することを検討。
 -) 所得税 of 税率を調整し、税源移譲に伴う税負担 of 変動を抑制する。

上記の項目について、本レポートでは以下の前提を置いて試算を行った。

【前提の概要】

1. 従来 of 給与所得控除を廃止し、資料 1 に基づいて算出した勤務費用実額控除に変更・縮小する。
2. 配偶者控除・配偶者特別控除を廃止する。
3. 扶養控除・特定扶養控除を廃止し、一定額 (所得税 10 万円 / 人、住民税 2.5 万円 / 人) of 児童税額控除を導入する。
4. 個人住民税における生命保険料控除・損害保険料控除を廃止する。
5. 定率減税を廃止する。
6. 個人住民税 of 税率を 10% にフラット化し、代わりに所得税 of 税率を変更する。

試算の対象とする世帯モデル of 給与収入額、世帯構成は次のように設定した。

【対象とした世帯モデル】

給与収入額：次の 7 段階

300 万、500 万、750 万、1000 万、1500 万、2000 万、2500 万円

世帯構成：次の 3 種類

- ・標準世帯 (夫婦および子 2 人。特定扶養控除対象の子 1 人を含む)
- ・夫婦世帯 (夫婦のみ。子供なし)
- ・独身世帯

試算の結果の概要は下記の通りである。より詳細な数値については、19 ページ以降の資料 3 を参照されたい。

【試算結果の概要】

(標準世帯)

給与(万円)	税額(円)		増税額(円)	増税率(%)
	現行(定率減税あり)	試算結果		
300	1,200	161,100	159,900	13325
500	136,700	406,500	269,800	197
750	404,800	1,021,200	616,400	152
1,000	908,500	1,671,900	763,400	84
1,500	2,231,300	3,366,100	1,044,800	47
2,000	4,346,600	5,212,100	865,500	20
2,500	6,439,300	7,416,000	976,700	15

(夫婦世帯)

300	88,400	308,400	220,000	249
500	256,400	656,500	400,100	156
750	595,100	1,271,200	676,100	114
1,000	1,148,100	1,921,900	773,800	67
1,500	2,725,700	3,616,100	890,400	33
2,000	4,751,000	5,462,100	711,100	15
2,500	6,914,400	7,666,000	751,600	11

(独身世帯)

300	132,800	308,400	175,600	132
500	314,900	656,500	341,600	108
750	688,900	1,271,200	582,300	84
1,000	1,241,900	1,921,900	680,000	55
1,500	2,882,600	3,616,100	733,500	25
2,000	4,907,900	5,462,100	554,200	11
2,500	7,097,900	7,666,000	568,100	8

2. 前提の詳細と要因分析

所得税・住民税それぞれの試算において設定した前提の詳細は次の通りである。

所得税

1. 給与所得控除の見直し

現行の給与所得控除額は、所得税法 28 条により次表のように規定されている。

(現行の給与所得控除)

給与収入額	給与所得控除
660 万円未満	所得税法別表第五の値
660 万円	(収入金額 - 360 万円) × 0.2 + 126 万円
660 万円超 1,000 万円以下	(収入金額 - 660 万円) × 0.1 + 186 万円
1,000 万円超	(収入金額 - 1,000 万円) × 0.05 + 220 万円

試算にあたって、給与所得控除は勤務費用実額控除に見直されると仮定し、17 ページ資料 1 の数値を使用する。具体的には、給与収入を資料 1 の年間収入 5 分位階級 ~ に当てはめ、その階級における比率(支出額/収入額: 単位%)を用いて算出する。その結果、給与所得控除額は次ページの表のようになる。

(試算で用いた給与所得控除)

給与収入額	現行の給与所得控除額	試算上の給与所得控除額
300万円	108万円	18.9万円(6.3%)
500万円	154万円	32万円(6.4%)
750万円	195万円	47.25万円(6.3%)
1,000万円	220万円	68万円(6.8%)
1,500万円	245万円	103.5万円(6.9%)
2,000万円	270万円	138万円(6.9%)
2,500万円	295万円	172.5万円(6.9%)

(注) () 内は給与収入額に占める割合。

2. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除は廃止されると仮定する。

(参考：現行の配偶者控除・配偶者特別控除の金額)

配偶者の収入金額 (給与収入)	配偶者 控除の額	配偶者 特別控除の額
103万円以下	38万円	0
103万円超～105万円未満	0	38万円
105万円以上～110万円未満	0	36万円
110万円以上～115万円未満	0	31万円
115万円以上～120万円未満	0	26万円
120万円以上～125万円未満	0	21万円
125万円以上～130万円未満	0	16万円
130万円以上～135万円未満	0	11万円
135万円以上～140万円未満	0	6万円
140万円以上～141万円未満	0	3万円
141万円以上	0	0

3. 扶養控除・特定扶養控除の見直しと児童税額控除導入の検討

扶養控除(38万円)および特定扶養控除(16歳以上23歳未満対象:63万円)は廃止
児童税額控除(1人当たり10万円)の導入
がなされたと仮定する。

4. 生命保険料控除・損害保険料控除の見直し

所得税では見直しは行わない。

下記の控除額上限の金額が控除されると仮定する。

- ・生命保険料控除額上限 10万円(個人生命保険5万円、個人年金保険5万円)
- ・損害保険料控除額上限 1万5000円

5. 定率減税の見直し

平成17年度は所得税額の20%相当額(上限25万円)が控除される。

定率減税は平成18年度に半減、平成19年度以降廃止の方向である。そこで試算上は廃止を前提とする。

6. 税率構造の見直し

地方への税源移譲と応益原則の徹底の観点から、住民税を 10%にフラット化すると議論がなされているが、同時に所得税の税率を見直し、調整することとされている。

そこで今回の試算では、所得税率を下記の『(試算で用いた速算表)』のように見直したものと仮定して所得税を算出することとした。

現行の最低税率は 15%(所得税 10%、住民税 5%)であることから、試算では新たに所得税率 5%のブラケットを設け、最低税率 15%を維持するようにした。

(試算で用いた速算表)

課税所得金額	税率	速算控除
220 万円以下	5%	-
220 万円超 330 万円以下	10%	11 万円
330 万円超 900 万円以下	20%	44 万円
900 万円超 1,800 万円以下	30%	134 万円
1,800 万円超	40%	314 万円

(参考：現行の速算表)

課税所得金額	税率	速算控除
330 万円以下	10%	-
330 万円超 900 万円以下	20%	33 万円
900 万円超 1,800 万円以下	30%	123 万円
1,800 万円超	37%	249 万円

(参考：所得税と住民税の合算速算表)

課税所得金額	現行		試算	
	税率	速算控除	税率	速算控除
200 万円以下	15%	-	15%	-
200 万円超 220 万円以下	20%	10 万円	15%	-
220 万円超 330 万円以下	20%	10 万円	20%	11 万円
330 万円超 700 万円以下	30%	43 万円	30%	44 万円
700 万円超 900 万円以下	33%	64 万円	30%	44 万円
900 万円超 1,800 万円以下	43%	154 万円	40%	134 万円
1,800 万円超	50%	280 万円	50%	314 万円

(注) 住民税に関する詳細は後述。

7. その他の事項

社会保険料控除は 18 ページ資料 2 の数値を使用する(平成 17 年 4 月 1 日以降の基準に従って算出)。

8. 計算式

標準世帯（夫婦子2人）

- ・ 現行：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 188.5 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	配偶者控除	38 万円
扶養控除	38 万円	特定扶養控除	63 万円
社会保険料控除	資料 2 の金額	生命保険料控除	10 万円
損害保険料控除	1.5 万円		

- ・ 試算：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 49.5 万円）× 税率 - 速算控除額 - 児童税額控除額 20 万円

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
生命保険料控除	10 万円	損害保険料控除	1.5 万円

（注）速算表は試算用のものを用いる。

夫婦世帯（夫婦のみ）

- ・ 現行：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 87.5 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	配偶者控除	38 万円
社会保険料控除	資料 2 の金額	生命保険料控除	10 万円
損害保険料控除	1.5 万円		

- ・ 試算：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 49.5 万円）× 税率 - 速算控除額

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
生命保険料控除	10 万円	損害保険料控除	1.5 万円

（注）速算表は試算用のものを用いる。

独身世帯

- ・ 現行：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 49.5 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
生命保険料控除	10 万円	損害保険料控除	1.5 万円

- ・ 試算：所得税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 49.5 万円）× 税率 - 速算控除額

所得控除の内訳

基礎控除	38 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
生命保険料控除	10 万円	損害保険料控除	1.5 万円

住民税（所得割）

1. 給与所得控除の見直し

現在は前年所得課税であるが、前年も同水準の給与収入を得ていたと仮定する。
給与所得控除の額は所得税と同様と仮定する。

2. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除は廃止されると仮定する。

（参考：現行の配偶者控除・配偶者特別控除の金額）

配偶者の収入金額 （給与収入）	配偶者 控除の額	配偶者 特別控除の額
103万円以下	33万円	0
103万円超～110万円未満	0	33万円
110万円以上～115万円未満	0	31万円
115万円以上～120万円未満	0	26万円
120万円以上～125万円未満	0	21万円
125万円以上～130万円未満	0	16万円
130万円以上～135万円未満	0	11万円
135万円以上～140万円未満	0	6万円
140万円以上～141万円未満	0	3万円
141万円以上	0	0

3. 扶養控除・特定扶養控除の見直しと児童税額控除導入の検討

扶養控除（33万円）および特定扶養控除（16歳以上23歳未満対象：45万円）は廃止
児童税額控除（1人当たり2.5万円）の導入
がなされたと仮定する。

児童税額控除額は、『平成16年度市町村税課税状況等の調（総務省自治税務局）』を基に、扶養控除および特定扶養控除による税軽減額と同水準になるよう設定した。

4. 生命保険料控除・損害保険料控除の見直し

生命保険料控除・損害保険料控除は廃止されると仮定する。

（参考：現行の生命保険料控除・損害保険料控除）

- ・生命保険料控除額上限 7万円（個人生命保険3.5万円、個人年金保険3.5万円）
- ・損害保険料控除額上限 1万円

5. 定率減税の見直し

平成17年度は住民税所得割額の15%相当額（上限4万円）が控除される。

定率減税は平成18年度に半減、平成19年度以降廃止の方向である。試算では廃止を前提とする。

6. 税率構造の見直し

住民税の税率が10%にフラット化されたと仮定する。

（試算で用いた速算表）

課税所得金額	税率	速算控除額
全所得層	10%	-

（参考：現行の速算表）

課税所得金額	税率	速算控除額
200万円以下	5%	-
200万円超700万円以下	10%	10万円
700万円超	13%	31万円

税率・速算控除額は市町村民税と道府県民税の合算

7. その他の事項

社会保険料控除は18ページ資料2の数値を使用する（平成17年4月1日以降の基準に従って算出）。

均等割部分についても増額が検討されているが、所得割に比べ影響は小さいと思われるため、今回は所得割部分についてのみ試算を行った。

8. 計算式

標準世帯（夫婦2人）

- ・ **現行**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 152 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	配偶者控除	33 万円
扶養控除	33 万円	特定扶養控除	45 万円
社会保険料控除	資料 2 の金額	生命保険料控除	7 万円
損害保険料控除	1 万円		

- ・ **試算**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 33 万円）× 税率 10% - 児童税額控除額 5 万円

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
------	-------	---------	----------

夫婦世帯（夫婦のみ）

- ・ **現行**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 74 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	配偶者控除	33 万円
社会保険料控除	資料 2 の金額	生命保険料控除	7 万円
損害保険料控除	1 万円		

- ・ **試算**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 33 万円）× 税率 10%

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
------	-------	---------	----------

独身世帯

- ・ **現行**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 給与所得控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 41 万円）× 税率 - 速算控除額 - 定率減税控除額

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
生命保険料控除	7 万円	損害保険料控除	1 万円

- ・ **試算**：住民税額 = 課税所得金額（給与収入額 - 勤務費用実額控除額 - 社会保険料控除額 - その他の所得控除額 33 万円）× 税率 10%

所得控除の内訳

基礎控除	33 万円	社会保険料控除	資料 2 の金額
------	-------	---------	----------

3. 各要因が試算結果に与えた影響

各要因が試算結果に与えた影響を示すと20ページ資料3の通りである(他の要因が変わらないものとして算出)。試算結果には複数の要因による相乗効果が働いていると考えられ、完全に区分けすることは難しい。そのため、資料3「各項目の影響」には「その他の要素」を設けている。尤も、特定の要因による影響が特に強いと思われるものを抽出することは可能である。そこで本項ではそうした特徴的なものを集め、要因毎の分析を試みることにする。

1. 給与所得控除の見直し

現行の控除方式から勤務費用実額控除方式へ

(1) 所得税

試算結果による増税額を見ると、所得税では1500万円世帯と2000万円世帯間の増税額に逆転が生じた。

現行の課税構造において両者は同じ税率ブラケット(30%)に属し、試算においても共に30%層に属するが、増税額は1500万円世帯の方が大きい。これは、従来の給与所得控除から勤務費用実額控除へと変更する際、1500万円世帯の給与所得控除の縮小による影響が大きいと考えられる。

(所得税：増税額の比較)

(円)

給与収入額	標準世帯	夫婦世帯	独身世帯
300	0	43,300	12,900
500	800	120,000	89,600
750	267,400	347,300	286,500
1,000	402,400	440,800	380,000
1,500	781,500	678,500	564,500
2,000	753,000	650,000	536,000
2,500	1,015,000	841,300	700,700

(2) 住民税

次に住民税の試算結果を見てみると、1500万円世帯、2000万円世帯、2500万円世帯の間で(1)に類似した現象が認められた。現行の税率構造において3者は同じ税率ブラケット(13%)に属し、10%フラット化を行った場合の増税額は

$$1500 \text{ 万円世帯} > 2000 \text{ 万円世帯} > 2500 \text{ 万円世帯}$$

の順に大きくなる。(1)と同様、給与所得控除の縮小による影響が上記の順に大きいと思われる。

(住民税：増税額の比較)

(円)

給与収入額	標準世帯	夫婦世帯	独身世帯
300	159,900	176,700	162,700
500	269,000	280,100	252,000
750	349,000	328,800	295,800
1,000	361,000	333,000	300,000
1,500	263,300	211,900	169,000
2,000	112,500	61,100	18,200
2,500	-38,300	-89,700	-132,600

(3) 全体

所得税と住民税全体としての影響を見てみると、1500万円世帯と2000万円世帯の間で、(1)(2)と類似した現象が認められた。現行の税率構造では共に43%層、試算上は共に40%に属しているが、増税額は1500万円世帯の方が大きい。

(全体：増税額の比較)

(円)

給与収入額	標準世帯	夫婦世帯	独身世帯
300	159,900	220,000	175,600
500	269,800	400,100	341,600
750	616,400	676,100	582,300
1,000	763,400	773,800	680,000
1,500	1,044,800	890,400	733,500
2,000	865,500	711,100	554,200
2,500	976,700	751,600	568,100

(4) 「影響」の内容

(1)～(3)で認められた「給与所得控除の縮小による影響」の内容を、より具体的に「給与所得控除の収入額に対する割合」という観点から分析すると次のようになる。

給与収入	現行	試算	差
1500万円	16.3%	6.9%	- 9.4%
2000万円	13.5%	6.9%	- 6.6%
2500万円	11.8%	6.9%	- 4.9%

上の数字から、給与収入額に対する給与所得控除の割合の低下幅が、1500万円世帯 > 2000万円世帯 > 2500万円世帯の順番になっていることが分かる。すなわち、同一の税率ブラケット内で増税額の逆転現象が生じた理由は、給与収入の低い世帯ほど給与所得控除の恩恵を大きく受けていることによると思われる。

次の2種類の表は、現行制度と試算における税率の比較、給与所得控除額と給与収入に対する割合をまとめたものである。(1)～(3)の表と対比させながら参照いただきたい。

なお、下の『(税率の比較)』では、給与所得控除や各種所得控除の見直しを反映しているため、標準500万・750万、夫婦・独身500万の各世帯の税率を変えたように見える。しかし、課税所得金額ベースでは税率の変動が出来るだけ生じないように調整してある。具体的には、6ページ『(参考：所得税と住民税の合算速算表)』を参照されたい。

(税率の比較)

(%)

給与収入額 (標準世帯)	現行税率			試算税率		
	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体
300	10	5	15	5	10	15
500	10	5	15	20	10	30
750	10	10	20	20	10	30
1000	20	10	30	20	10	30
1500	30	13	43	30	10	40
2000	30	13	43	30	10	40
2500	37	13	50	40	10	50

給与収入額 (夫婦世帯)	現行税率			試算税率		
	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体
300	10	5	15	5	10	15
500	10	10	20	20	10	30
750	20	10	30	20	10	30
1000	20	10	30	20	10	30
1500	30	13	43	30	10	40
2000	30	13	43	30	10	40
2500	37	13	50	40	10	50
(独身世帯)						
300	10	5	15	5	10	15
500	10	10	20	20	10	30
750	20	10	30	20	10	30
1000	20	10	30	20	10	30
1500	30	13	43	30	10	40
2000	30	13	43	30	10	40
2500	37	13	50	40	10	50

(給与所得控除額の比較)

(金額：万円、割合：%)

給与収入額	従来の給与所得控除額	給与収入に対する割合	勤務費用実額による控除額	給与収入に対する割合	控除差額	給与収入に対する割合の差
300	108	36	18.9	6.3	-89.1	-29.7
500	154	30.8	32	6.4	-132	-24.4
750	195	26	47.25	6.3	-147.75	-19.7
1,000	220	22	68	6.8	-152	-15.2
1,500	245	16.3	103.5	6.9	-141.5	-9.4
2,000	270	13.5	138	6.9	-132	-6.6
2,500	295	11.8	172.5	6.9	-122.5	-4.9

2. 配偶者控除の見直し**配偶者控除の廃止**

配偶者を含む世帯、つまり標準世帯と夫婦世帯に影響が出る。

試算では夫婦世帯と独身世帯の税額が等しくなるものの、増税額は夫婦世帯の方が大きくなっており、配偶者控除廃止の影響と思われる。

以下の表は、夫婦世帯と独身世帯における全体の増税額と、その差額をまとめたものである。この差額と20ページ資料3の夫婦世帯「配偶者控除の廃止」の数値とを比較すると、双方の数値が近似していることがわかる。

(世帯全体の増税額の比較)

(単位：円)

	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
夫婦世帯	220,000	400,100	676,100	773,800	890,400	711,100	751,600
独身世帯	175,600	341,600	582,300	680,000	733,500	554,200	568,100
差 額	44,400	58,500	93,800	93,800	156,900	156,900	183,500

3. 扶養控除・特定扶養控除の見直しと児童税額控除

児童扶養控除・特定扶養控除廃止と児童税額控除の導入

現在の標準世帯は、所得税について101万円、住民税について78万円の児童扶養控除・特定扶養控除が受けられる。試算ではこれらの控除を廃止する代わりに、子1人当たり所得税10万円、住民税2.5万円の税額控除を導入することとした。

下の表は児童扶養控除・特定扶養控除を廃止し、税額控除を導入した場合の影響を一覧にしたものである。本項の見直しの影響が分かりやすくなるよう、他の項目は現行制度に従うものとして算出している。750万円以下であれば減税効果、1000万円以上であれば増税効果という結果であるが、少子化対策・子育て支援との視点に立つと、1000万円以上の層に対しても何らかの手を打つよう検討が必要と思われる。

(扶養控除・特定扶養控除見直しと児童税額控除導入の影響)

(単位：万円)

	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
所得税	-132,500	-99,000	-99,000	2,000	103,000	103,000	173,700
住民税	-11,000	-11,000	28,000	28,000	51,400	51,400	51,400
全体	-143,500	-110,000	-71,000	30,000	154,400	154,400	225,100

(注) マイナス(-)は減税効果があることを表す。

4. 税率構造の見直し

住民税税率の10%フラット化と、所得税税率の調整

所得税は全般的に減税となる。

これは、新たに5%の税率を設けたためである(実際の計算の場面で考えると、『速算表上の控除額(=速算控除額)』が増加したことになる)。

住民税は1000万円以下の世帯、1500万円の標準世帯で増税となる。

- ・税率が5%から10%に上昇する層がある。
- ・5%の層がなくなる(速算控除額がゼロになる)。

以上の影響を受けるためである。

ただし、1500万円、2000万円、2500万円の層は元々の住民税の税率13%から10%に低下するため、住民税はおおむね減税となる。

標準世帯1500万円の層も住民税の税率が13%から10%に下がったものの、5%の層がなくなった(速算控除額がゼロになった)ことが強く影響し、住民税は増税となる。

合計税額ではほとんどの層で減税効果が認められるが、全世帯300万円の層と、標準世帯500万円の層では増税となる。これは、住民税の税率が5%から10%に上昇したことが強く影響しているためと思われる。

次ページの表は、本項の影響が分かりやすくなるよう、税率構造だけを見直し、他の項目は現行制度に従うものとして算出したデータをまとめたものである。

(税率構造の見直しと税額への影響)

(単位：万円)

給与 収入	標準世帯			夫婦世帯			独身世帯		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300	0	0.15	0.15	-3.38	4.05	0.67	-5.28	5.7	0.42
500	-4.95	6.78	1.83	-10	10	0	-11	10	-1
750	-11	10	-1	-11	10	-1	-11	10	-1
1000	-11	10	-1	-11	10	-1	-11	10	-1
1500	-11	1.28	-9.72	-11	-1.06	-12.06	-11	-2.05	-13.05
2000	-11	-12.85	-23.85	-11	-15.19	-26.19	-11	-16.18	-27.18
2500	-8.1	-26.98	-35.08	-5.07	-29.32	-34.39	-3.93	-30.31	-34.24

4. おわりに

最後に、本論で述べられなかった以下の2点に触れておきたい。

(1) 税率構造の見直し²に関連して

標準世帯 300 万円の層については、所得税が元々非課税であるため、住民税の税率が5%から10%に上昇すると、そのまま実質的な合計税率が上昇してしまう。そこで政府税調の審議では、この層に対し住民税の税率を10%に引き上げて良いのか、という議論も行われたようである。今回の試算においては、元々の税負担が少ないことから10%の税率を適用した。

ただし、住民税の税率が5%となる層を別に設けるという選択肢を考えることもできる。この結果、住民税の増税を抑制する効果が生じるが、その効果を速算表に現れる変化で捉えたと次の2点を挙げることができる。

- ・元々住民税の税率が5%の層にとって、税率が据え置かれる場合がある。
- ・それ以外の層の税額計算に際しても、速算控除が適用される。

以上の点から、増税規模をより小さく抑えることが可能になる。

次ページの表は、仮に課税所得 200 万円以下の住民税率を5%とした場合の速算表、および税額への影響の一覧である。税率構造の見直しの効果を分かりやすくするため他の項目は現行制度通りとしてあるが、税額は据置もしくは減税となる。

したがって、住民税率に5%のブラケットを追加したうえで税率構造を見直せば、(試算当初の前提より金額は縮小するものの、)地方への税源移譲に加え、各種控除の見直しによる増税路線を調整する機能をも持たせることができることになる。

(参考：住民税に5%ブラケットを設けた場合の住民税速算表)

課税所得金額	税率	速算控除額
200 万円以下	5%	-
200 万円超	10%	10 万円

² 次のレポートで詳しく解説されているので参照されたい。

2005年6月13日 鈴木準 『税源移譲による税率構造の変化』 (大和総研資本市場調査部情報)

(参考：所得税と住民税の合算速算表)

課税所得金額	現行		試算		住民税 5%あり	
	税率	速算控除	税率	速算控除	税率	速算控除
200 万円以下	15%	-	15%	-	10%	-
200 万円超 220 万円以下	20%	10 万円	15%	-	15%	10 万円
220 万円超 330 万円以下	20%	10 万円	20%	11 万円	20%	21 万円
330 万円超 700 万円以下	30%	43 万円	30%	44 万円	30%	54 万円
700 万円超 900 万円以下	33%	64 万円	30%	44 万円	30%	54 万円
900 万円超 1,800 万円以下	43%	154 万円	40%	134 万円	40%	144 万円
1,800 万円超	50%	280 万円	50%	314 万円	50%	324 万円

(住民税に 5% ブラケットを設けた場合の税率構造の見直しと税額への影響)

(単位：万円)

給与 収入	標準世帯			夫婦世帯			独身世帯		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300	0	0	0	-3.38	0	-3.38	-5.28	0	-5.28
500	-4.95	0	-4.95	-10	0	-10	-11	0	-11
750	-11	0	-11	-11	0	-11	-11	0	-11
1000	-11	0	-11	-11	0	-11	-11	0	-11
1500	-11	-8.72	-19.72	-11	-11.06	-22.06	-11	-12.05	-23.05
2000	-11	-22.85	-33.85	-11	-25.19	-36.19	-11	-26.18	-37.18
2500	-8.1	-36.98	-45.08	-5.07	-39.32	-44.39	-3.93	-40.31	-44.24

(2) 資料 3 「その他の要素」について

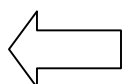
20 ページ資料 3 「各項目の影響」は、当該項目のみを見直し、他の項目は現行制度通りとした場合の増減税額を表している。こうすることで、各項目が単独で試算に与える影響の把握を試みたものである。

「各項目の影響」の内訳には「その他の要素」という欄を設けているが、これは上記の方法で算出した金額と、全ての見直しを反映させた試算税額との差額を表している。したがって、各項目に単純に区分することの出来ない金額であり、すなわち各要素の相乗効果という性格が強い部分である。

「その他の要素」の中では、標準世帯 300 万円～750 万円の層の金額が特に大きくなっている。この理由を考えると、まず標準 300 万円世帯については、14 ページ(1)の『税率構造の見直しに関連して』で述べた通り、実質的に合計税率が上昇してしまう点が挙げられる。

次に標準 500 万円・750 万円世帯について見てみると、次の通り合計税率が変動しており、この影響が大きいと思われる。所得控除の見直しに伴って属する税率ブラケットが異動したこと、税率構造の見直しが行われたことの相乗効果によると考えられる。

- ・標準世帯 500 万円：15% 30%
- ・標準世帯 750 万円：20% 30%



- ・給与所得控除・各種所得控除の見直しに伴う税率ブラケットの異動
- ・税率そのものの見直し

同様のことは次の世帯についても言える。

- ・夫婦世帯 500 万円：20% 30%
- ・独身世帯 500 万円：20% 30%

与党内の本格的な議論は例年 11 月下旬に始まり、12 月中旬から下旬にかけて『与党税制改正大綱』が決定される。その後、年明け以降順次関連法案が提出され、国会審議を経て新税制がスタートすることになる。

先の衆院選での圧勝を受け、与党内の議論が今後の税制に与えるインパクトは一層強まると考えられるが、現時点で明らかになっている与党方針は、定率減税の廃止、行政改革を抜きにしたサラリーマン増税への反対、の 2 点のみである。

年末にかけて、引続き与党内の議論に注意を払う必要があるだろう。

資料1

【勤務費用実額控除に関する参考資料】 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調査(平成16年)

年間収入 5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B)/(A)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
(~ 452)	3,546	10,828	6,326	8,719	960	38,369	153,982	4,830	224,014	6.3
(~ 593)	4,768	17,051	8,350	12,242	1,306	46,610	209,421	9,475	304,455	6.4
(~ 747)	5,966	23,022	11,995	16,212	1,693	52,581	258,240	14,938	378,681	6.3
(~ 958)	7,398	32,043	14,413	19,982	1,808	63,053	350,168	20,967	502,434	6.8
(958 ~)	10,124	50,419	17,239	27,249	1,636	72,858	492,463	33,506	695,370	6.9
平均	6,360	26,673	11,663	16,881	1,481	54,694	292,855	16,743	420,990	6.6
支出品目別内訳		背広服、 男子用コート、 男子用ズボン、 ワイシャツ、他 の男子用シャツ	男子用靴下 男子靴、傘 ネクタイ、 他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画 用具	新聞、教科書 学習参考教材、 書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支 出も含んでいる可能性 がある。			

(出所) 税制調査会・基礎問題小委員会で使用された参考資料を基に、各項目に総務省統計局が公表した『家計調査 平成16年度年報』の数値を反映させて作成。

税制調査会・基礎問題小委員会で使用された資料には、以下の注・備考が付記されている。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)

したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもある。

(備考)

- この表は「家計調査(二人以上の世帯)」(総務省統計局)の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

資料 2**【社会保険料の概算】****1. 雇用保険**

給与収入	300万円	500万円	750万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円
年間保険料	2.4万円	4万円	6万円	8万円	12万円	16万円	20万円

一般保険料額表が廃止 平成 17 年 4 月 1 日以降、被保険者負担率 = 8/1000 (一般業種の場合)。

2. 健康保険

給与収入	300万円	500万円	750万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円
年間保険料	12.792万円	20.172万円	30.504万円	40.836万円	48.216万円	48.216万円	48.216万円

実際には「標準報酬月額」を基準として保険料が定められている。「標準報酬月額」とは、毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものであり、健康保険では 39 等級に区分されている。

ここでは、便宜的に年間給与収入を 12 で割った金額を報酬の月額として標準報酬月額に当てはめ、保険料を算出している。介護保険料は反映させていない。

3. 厚生年金保険料

給与収入	300万円	500万円	750万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円
年間保険料	21.737万円	34.278万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円

実際には「標準報酬月額」を基準として保険料が定められている。「標準報酬月額」とは、毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものであり、厚生年金では 30 等級に区分されている。

ここでは、便宜的に年間給与収入を 12 で割った金額を報酬の月額として標準報酬月額に当てはめ、保険料を算出している。一般業種の料額を使用している。

4. 合計

給与収入	300万円	500万円	750万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円
年間保険料	36.929万円	58.45万円	88.338万円	100.67万円	112.05万円	116.05万円	120.05万円

資料 3【税額の比較と各項目の影響】

税額の比較

(単位：金額 - 円、税率 - %)

標準（夫婦子供2人）世帯									
給与収入	現行			試算					
	金額（税率）			金額（税率）			増税額		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	0(10)	1,200(5)	1,200(15)	0(5)	161,100(10)	161,100(15)	0	159,900	159,900
500万円	79,200(10)	57,500(5)	136,700(15)	80,000(20)	326,500(10)	406,500(30)	800	269,000	269,800
750万円	222,400(10)	182,400(10)	404,800(20)	489,800(20)	531,400(10)	1,021,200(30)	267,400	349,000	616,400
1000万円	521,200(20)	387,300(10)	908,500(30)	923,600(20)	748,300(10)	1,671,900(30)	402,400	361,000	763,400
1500万円	1,383,200(30)	938,100(13)	2,321,300(43)	2,164,700(30)	1,201,400(10)	3,366,100(40)	781,500	263,300	1,044,800
2000万円	2,796,200(30)	1,550,400(13)	4,346,600(43)	3,549,200(30)	1,662,900(10)	5,212,100(40)	753,000	112,500	865,500
2500万円	4,276,600(37)	2,162,700(13)	6,439,300(50)	5,291,600(40)	2,124,400(10)	7,416,000(50)	1,015,000	-38,300	976,700
夫婦世帯									
300万円	54,000(10)	34,400(5)	88,400(15)	97,300(5)	211,100(10)	308,400(15)	43,300	176,700	220,000
500万円	160,000(10)	96,400(10)	256,400(20)	280,000(20)	376,500(10)	656,500(30)	120,000	280,100	400,100
750万円	342,500(20)	252,600(10)	595,100(30)	689,800(20)	581,400(10)	1,271,200(30)	347,300	328,800	676,100
1000万円	682,800(20)	465,300(10)	1,148,100(30)	1,123,600(20)	798,300(10)	1,921,900(30)	440,800	333,000	773,800
1500万円	1,686,200(30)	1,039,500(13)	2,725,700(43)	2,364,700(30)	1,251,400(10)	3,616,100(40)	678,500	211,900	890,400
2000万円	3,099,200(30)	1,651,800(13)	4,751,000(43)	3,749,200(30)	1,712,900(10)	5,462,100(40)	650,000	61,100	711,100
2500万円	4,650,300(37)	2,264,100(13)	6,914,400(50)	5,491,600(40)	2,174,400(10)	7,666,000(50)	841,300	-89,700	751,600
独身世帯									
300万円	84,400(10)	48,400(5)	132,800(15)	97,300(5)	211,100(10)	308,400(15)	12,900	162,700	175,600
500万円	190,400(10)	124,500(10)	314,900(20)	280,000(20)	376,500(10)	656,500(30)	89,600	252,000	341,600
750万円	403,300(20)	285,600(10)	688,900(30)	689,800(20)	581,400(10)	1,271,200(30)	286,500	295,800	582,300
1000万円	743,600(20)	498,300(10)	1,241,900(30)	1,123,600(20)	798,300(10)	1,921,900(30)	380,000	300,000	680,000
1500万円	1,800,200(30)	1,082,400(13)	2,882,600(43)	2,364,700(30)	1,251,400(10)	3,616,100(40)	564,500	169,000	733,500
2000万円	3,213,200(30)	1,694,700(13)	4,907,900(43)	3,749,200(30)	1,712,900(10)	5,462,100(40)	536,000	18,200	554,200
2500万円	4,790,900(37)	2,307,000(13)	7,097,900(50)	5,491,600(40)	2,174,400(10)	7,666,000(50)	700,700	-132,600	568,100

(注) 標準世帯 300万円の所得税について、現行では各種控除によって課税所得金額がゼロになるため、試算では児童税額控除が導入されるため、いずれも税額は0となる。

各項目の影響

それぞれの各項目だけを見直し、他の項目は現行通りとした場合の税額の増減を表している。

(単位：万円)

標準(夫婦子供2人)世帯																		
給与収入	定率減税の 廃止			給与所得控除の 見直し			配偶者控除の 廃止			(特定)扶養控除の廃止と税 額控除の導入			税率構造の 見直し			その他の要素		
	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体	所得税	住民税	全体
300万円	0	0.03	0.03	5.56	4.45	10.01	0.45	1.65	2.1	-13.25	-1.1	-14.35	0	0.15	0.15	7.24	10.81	18.05
500万円	1.98	1.02	3	12.2	6.1	18.3	3.8	1.65	5.45	-9.9	-1.1	-11	-4.95	6.78	1.83	-3.05	12.45	9.4
750万円	5.57	3.22	8.79	14.77	14.77	29.54	3.8	3.3	7.1	-9.9	2.8	-7.1	-11	10	-1	23.5	0.81	24.31
1000万円	13.04	4	17.04	30.4	15.2	45.6	7.6	3.3	10.9	0.2	2.8	3	-11	10	-1	0	0.8	0.8
1500万円	25	4	29	42.45	18.39	60.84	11.4	4.29	15.69	10.3	5.14	15.44	-11	1.28	-9.72	0	-6.77	-6.77
2000万円	25	4	29	39.6	17.16	56.76	11.4	4.29	15.69	10.3	5.14	15.44	-11	-12.85	-23.85	0	-6.49	-6.49
2500万円	25	4	29	45.32	15.92	61.24	14	4.29	18.29	17.37	5.14	22.51	-8.1	-26.98	-35.08	7.91	-6.2	1.71
夫婦世帯																		
300万円	1.35	0.61	1.96	8.91	4.45	13.36	3.8	1.65	5.45	-	-	-	-3.38	4.05	0.67	-6.35	6.91	0.56
500万円	4	1.71	5.71	12.2	12.2	24.4	3.8	3.3	7.1	-	-	-	-10	10	0	2	0.8	2.8
750万円	8.57	4	12.57	29.55	14.77	44.32	7.6	3.3	10.9	-	-	-	-11	10	-1	0.01	0.81	0.82
1000万円	17.08	4	21.08	30.4	15.2	45.6	7.6	3.3	10.9	-	-	-	-11	10	-1	0	0.8	0.8
1500万円	25	4	29	42.45	18.39	60.84	11.4	4.29	15.69	-	-	-	-11	-1.06	-12.06	0	-4.43	-4.43
2000万円	25	4	29	39.6	17.16	56.76	11.4	4.29	15.69	-	-	-	-11	-15.19	-26.19	0	-4.15	-4.15
2500万円	25	4	29	45.32	15.92	61.24	14	4.29	18.29	-	-	-	-5.07	-29.32	-34.39	4.88	-3.86	1.02
独身世帯																		
300万円	2.11	0.86	2.97	8.91	4.45	13.36	-	-	-	-	-	-	-5.28	5.7	0.42	-4.45	5.26	0.81
500万円	4.76	2.2	6.96	12.2	12.2	24.4	-	-	-	-	-	-	-11	10	-1	3	0.8	3.8
750万円	10.09	4	14.09	29.55	14.77	44.32	-	-	-	-	-	-	-11	10	-1	0.01	0.81	0.82
1000万円	18.6	4	22.6	30.4	15.2	45.6	-	-	-	-	-	-	-11	10	-1	0	0.8	0.8
1500万円	25	4	29	42.45	18.39	60.84	-	-	-	-	-	-	-11	-2.05	-13.05	0	-3.44	-3.44
2000万円	25	4	29	39.6	17.16	56.76	-	-	-	-	-	-	-11	-16.18	-27.18	0	-3.16	-3.16
2500万円	25	4	29	45.32	15.92	61.24	-	-	-	-	-	-	-3.93	-30.31	-34.24	3.68	-2.87	0.81